

資料2

「建設産業の再生と発展のための方策2012」における位置付け

建設産業の再生と発展のための方策2012(平成24年7月10日)〈抜粋〉

II. 対策

1. 将来的にも地域を支え得る足腰の強い建設産業の構築

対策2 総合的な担い手の確保・育成支援

(1) 技能労働者の処遇の改善

② 技能に見合った処遇が受けられる就労環境づくり

技能労働者の処遇を改善し、技能の向上のインセンティブを与えるとともに、若年者の入職促進を図るため、技能に見合った処遇が受けられ、多様なキャリアパスの実現が可能な魅力ある就労環境づくりが必要である。その方策として、IT技術により技能労働者の資格や工事経験等を蓄積し、技能評価等に活用できる、技能等が「見える化」される仕組みについて検討することが必要である。

検討に当たっては、まずは建設企業が自ら雇用する技能労働者の適正な評価に活用できる仕組みとする必要がある。その際には、IT管理のメリットを生かし、社会保険等加入など法令遵守の確認や、労務管理や安全管理、社会保険等加入事務など各種事務の効率化に資するような仕組みとし、企業間における技能労働者の活用の円滑化や、その際の施工の安全性の確保などにも寄与するものとすることを検討すべきである。また、中期的には、技能等に係る情報が蓄積されることにより、優秀な技能労働者及び当該技能労働者を雇用する企業の評価に資する仕組みとすることも視野に、そのあり方を検討することが必要であり、検討に当たっては、専門工事業者等を評価する仕組み(対策1)との連携についても留意することが必要である。

このような仕組みは、今後の建設産業の基盤となり得る重要なものとなると考えられるが、その具体化に向けては、蓄積すべき情報の種類や蓄積方法といった基本的枠組みの検討のほか、運営主体のあり方や、導入・運営に係るコスト負担のルール、普及方策の検討等も必要となる。

このため、建設産業に携わる関係者と協力しつつ、できるだけ速やかに検討体制を立ち上げて検討を開始し、具体化に向けたロードマップも作成しながら、その実現に向けて取り組む必要がある。

技能に見合った処遇が受けられる就労環境づくり

現状

- 技能労働者は、雇用関係が日々流動的であったり、様々な注文者の工事に従事することが多く、**能力の評価、労務管理等が個別の現場や会社ごとにバラバラ**に行われている。このため、専門工事業者や**技能労働者が適正な評価を受け、また、技能に見合った処遇を受けることが困難**。建設企業にとっても、**評価・採用などの判断や、優秀な技能労働者の確保が困難**。
- 保険への**加入状況を**確認する手間が**煩雑**（保険料の納入済証等の提示が必要）。

課題

- 専門工事業者が擁する技能労働者の技能を適正に評価し、技能に見合った処遇が受けられ、多様なキャリアパスが実現されるよう、労働市場の合理化が必要**。
- 社会保険未加入対策を進める上で、**社会保険等の加入状況や労働者性の確認手続きを確実化・合理化**する必要。

方策

- 建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保・育成を図るため、技能労働者が保有する施工力に係る**資格や研修履歴、工事経験、社会保険等への加入状況等の情報を蓄積し、「見える化」**して技能労働者の処遇改善につなげる仕組みの構築を検討。
- 社会保険等の加入状況のほか、**各種事務手続きの効率化**にも資する仕組みを検討。

期待される効果

技能労働者

- 技能の適正評価、処遇改善、キャリアパスの実現
- 社会保険、建退共退職金の確実な支給が可能
- 継続的スキルアップへのインセンティブ

雇用企業

- 技能に応じた合理的な処遇
- 入職促進
- 労務管理、社会保険、退職金共済手続きの効率化・省力化

元請企業

- 安全教育の受講履歴確認
- 技能労働者の保険加入状況の把握
- 入退場管理の効率化

発注者

- 作業内容にマッチした技能労働者により生産性向上と品質確保
- 不良不適格業者の排除
- 社会保険加入状況の確認

資料3 枠組みの構築に向けた主な論点項目

「見える化」の枠組み構築に向けた主な論点項目

(1) 技能労働者の技能の「見える化」概念(イメージ)及びその狙い

- ・枠組みを構築するに当たっての概念(イメージ)
- ・枠組みを構築する目的や主体別の効果

(2) 枠組みの基本的構成要素

① 枠組みの対象とすべき情報の項目(一部例)

- ・技能労働者の資格
- ・技能労働者の受講研修
- ・技能労働者の工事履歴
- ・技能労働者の保険加入状況

第1回WGで検討

② 技能労働者へのID付与方法のあり方

- ・ID付与に当たり活用可能な既存のID制度についての整理
- ・登録を求める技能労働者の範囲
- ・本人を識別するために必要な基本情報の項目
- ・基本情報を登録する主体のあり方
- ・基本情報の登録手順
- ・本人であることの識別・確認方法 等

③ 技能労働者の技能に係る情報の登録のあり方

- ・情報の登録を申請する主体のあり方
- ・申請された情報を登録する主体のあり方
- ・情報の真正性を確保する方法
- ・情報の登録手順 等

④ 登録された情報の管理のあり方

- ・技能労働者の技能に係る情報を管理する主体のあり方等

→第2回WGで検討

(2) 枠組みの基本的構成要素(左から続く)

- ⑤ 登録された情報の利用(閲覧)のあり方
 - ・主体ごとに利用出来る情報の範囲 等

(3) 個人情報の保護・情報セキュリティ対策のあり方

(4) 枠組みの構築・運用に係る費用負担のあり方

(5) 他制度・取組との整合性確保・連携のあり方

- ① 他のデータベースとの連携
- ② 社会保険未加入問題における加入状況確認や法定福利費の別枠計上への活用
- ③ 建設業退職金共済制度との連携
- ④ マイナンバー制度との将来的な接合可能性
- ⑤ 建設業法体系における枠組みの位置付け

(6) 枠組みの導入プロセス

枠組みの導入に向け、関係者間で取り組むべき行動の内容とそのスケジュール(ロードマップ)

→第3回WGで検討

資料4 枠組みを構築する目的や主体別の効果

「見える化」の枠組みを構築するねらい

建設技能労働者が有する技能に係る情報を継続的に蓄積し、どの事業者でも活用できるように「見える化」を進めることで、

- ① **技能に見合った処遇や多様なキャリアパスが実現される魅力ある就労環境づくり**を進め、
- ② 効率的な活用を図ることで**労働市場の合理化**を図るとともに、
- ③ 社会保険未加入対策を進める上で必要となる**保険加入状況の確認の合理化・簡便化**に資することとする。

主体別に想定される効果

技能労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・今まで十分雇い主に伝えられなかった保有する各種資格や経歴などを一覧できる形で網羅的に提示することが可能となり、技能に見合った適正な評価と処遇につながる。 ・自分の経歴等を一覧できるようになることで継続的スキルアップに向けたインセンティブになる。
専門工事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・技能労働者の資格や経験等が明確となって、評価・採用が行いやすくなり、優秀な技能労働者の確保につながる。 ・作業員名簿の作成や社会保険等の加入状況の確認など労務管理業務の効率化・省力化が可能となる。 ・法定福利費を確保するための技能労働者の加入状況を元請に示すことが可能となる。
総合工事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・優秀な技能労働者を雇用する施工能力の高い専門工事業者を把握しやすくなる。 ・下請企業の施工体制台帳等管理書類の作成や下請企業に対する社会保険等加入指導業務が効率化・省力化される。 ・当該工事に従事する技能労働者が明確になることから、発注者に対して必要な法定福利費の請求を行いやすくなる。
発注者	<ul style="list-style-type: none"> ・より広い人材を擁する企業による施工が可能となり、法令を遵守した施工の確保が可能となる。 ・受注者から請求される法定福利費がどう配分されるか把握することが可能となる。

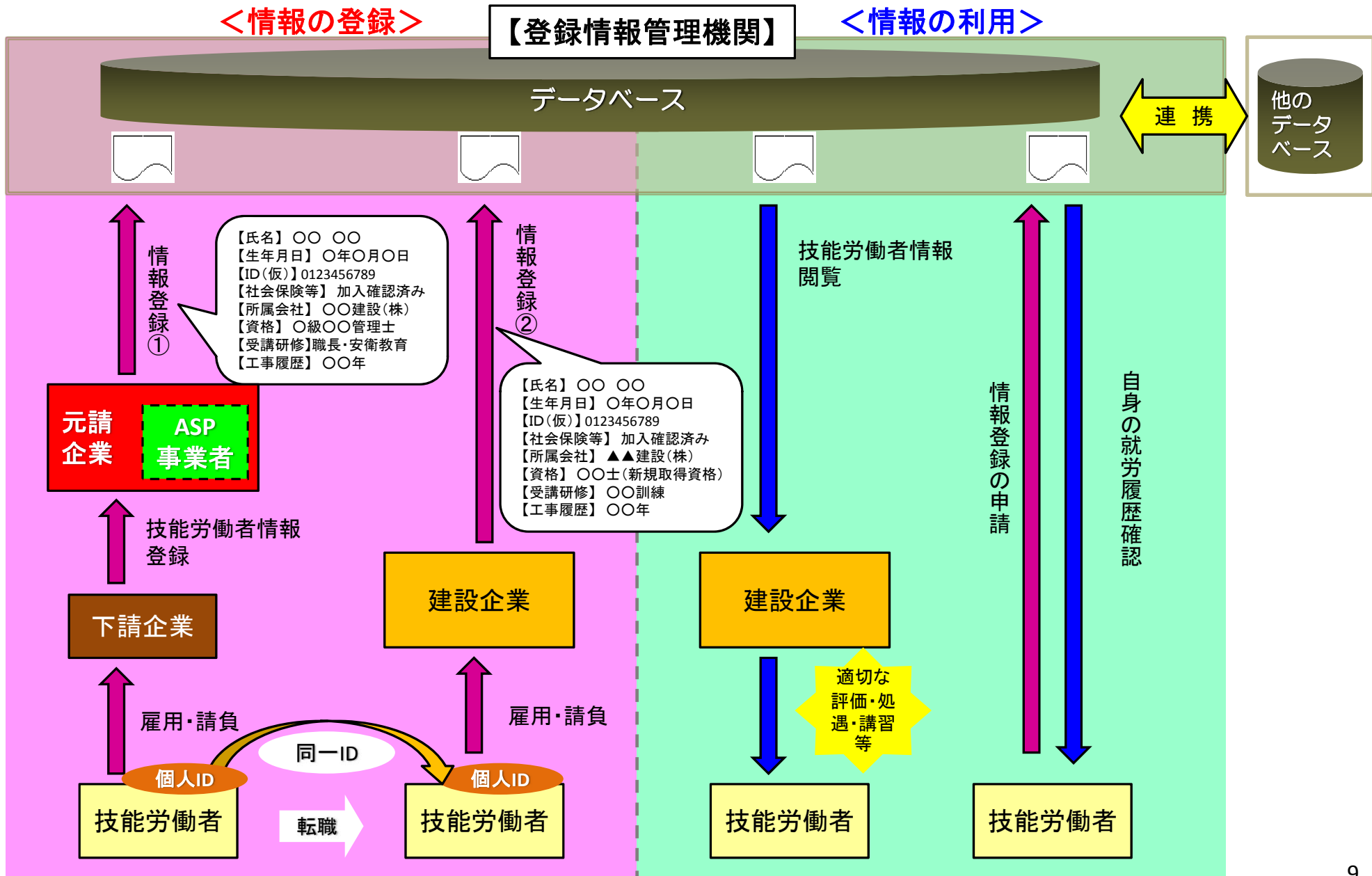
◎技能労働者のモチベーション向上による良質な施工
◎多様なキャリアパスの実現


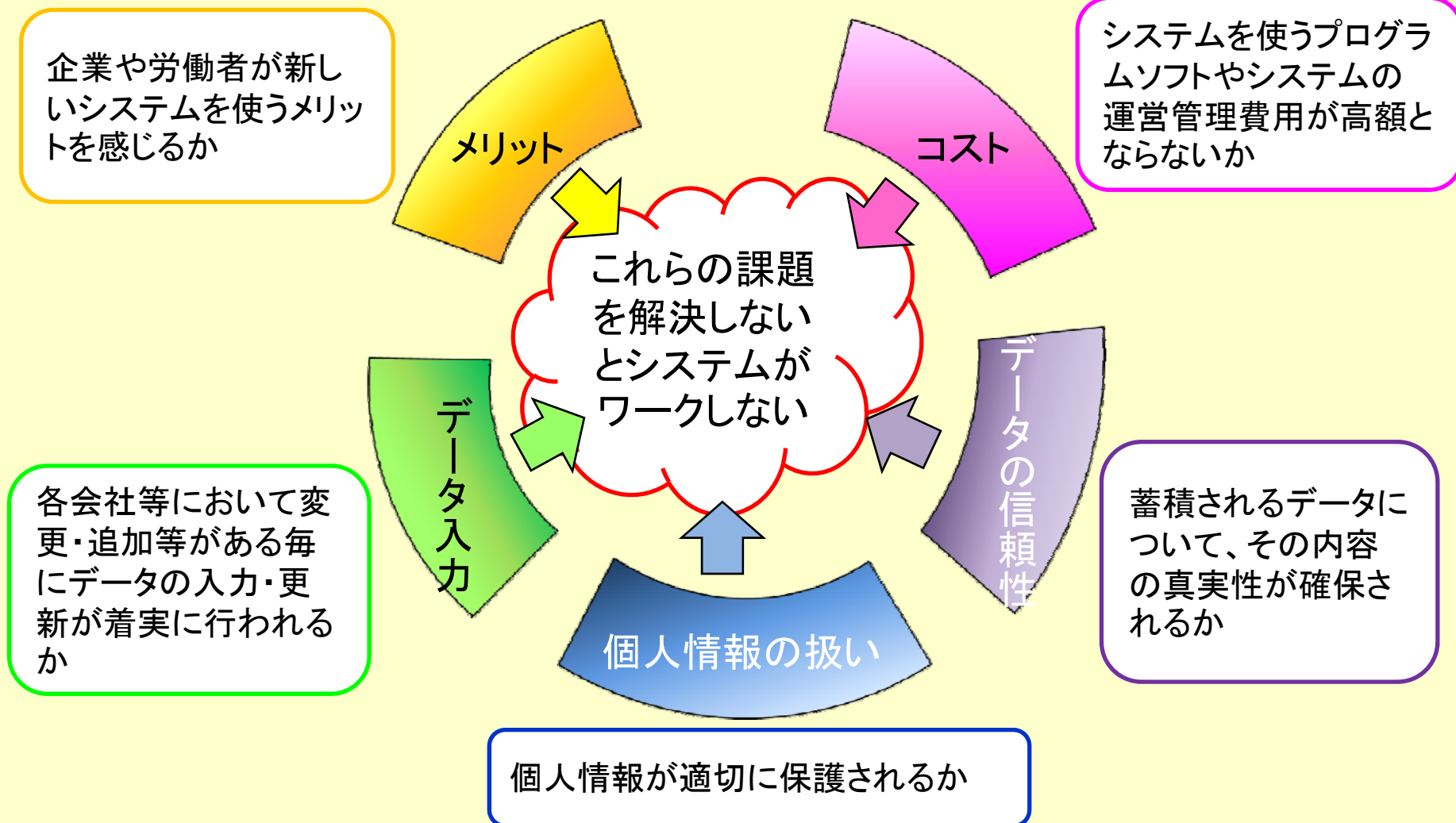
◎優秀な技能労働者を雇用する事業者としての評価

◎適切な施工体制の確保

◎建設工事における生産性の向上と建設生産物の品質確保

技能労働者の技能の「見える化」のイメージ





今後、関係者で各論点を議論・整理することにより、上記の各課題に対応できるようにしていきたい。

資料5 蓄積するべき技能労働者に係る情報項目

1.(1) 作業員名簿の記載事項

工事現場で作成される書類の中で、技能労働者に係る情報が掲載されるものは「作業員名簿」であることから、ここに記載される情報を出発点として検討してはどうか。

作業員名簿(全建統一様式)

全建統一様式第5号		作業員名簿										元請確認欄		
事業所の名称 所長名		(作成)										提出日		
0		本書面に記載した内容は、作業員名簿として、安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。										平成年月日		
0		一次会社名 代表者名										(次)会社名 代表者名		
0		0										0		
番号	ふりがな 氏名	職種	※	雇入年月日	生年月日	現住所	(TEL)	最近の健康診断日	血液型	特殊健康診断日	教育・資格・免許			入場年月日
				経験年数	年齢	家族連絡先	(TEL)	血圧		種類	雇入・職長特別教育	技能講習	免許	受入教育実施年月日
				年月日	年月日			H・・		年月日				年月日
				年										年月日
				年月日	年月日									年月日
				年										年月日
				年月日	年月日									年月日
				年										年月日
				年月日	年月日									年月日
				年										年月日
				年月日	年月日									年月日
				年										年月日
				年月日	年月日									年月日
				年										年月日
				年月日	年月日									年月日
				年										年月日
				年月日	年月日									年月日

記載事項：
 氏名、職種、雇入年月日、経験年数、生年月日、年齢、住所、家族連絡先、健康診断日、血圧、血液型、教育・資格・免許(雇入・職長・特別教育、技能講習、免許)、入場年月日、受入教育実施年月日 等

(注)1. ※印欄には次の記号を入れる。
 ◎...現場代理人 ⊕...作業主任者((注)2.) ♀...女性作業員 ♂...18歳未満の作業員 ♀...55歳技能者
 ⊕...主任技術者 ⊕...職長 ♀...安全衛生責任者 ⊕...能力向上教育 ⊕...危険有害業務・再発防止教育

(注)2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

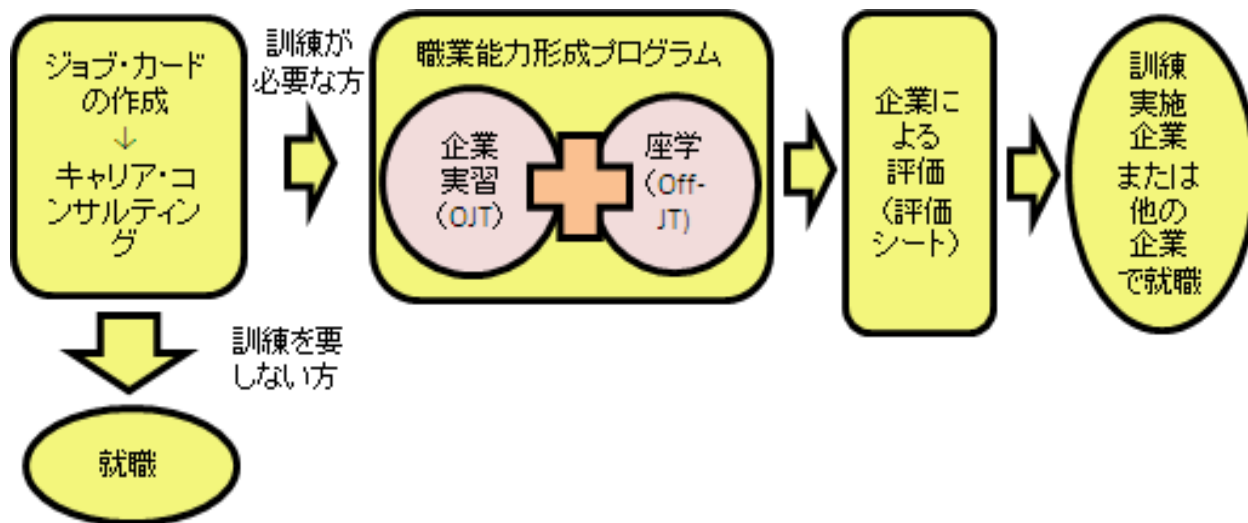
(注)3. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。
 (注)4. 各社別に作成するのが原則であるが、リース機械等の運転者は一緒にでもよい。
 (注)5. 資格・免許等の写しを添付すること。

1.(2) ジョブカードについて①

蓄積された情報を技能労働者自身が活用することを考えると、ジョブ・カードの記載項目も参考となるのではないかな。

ジョブ・カード制度とは？

正社員経験が少ない方などが正社員となることを目指して、ジョブ・カードによりきめ細かなキャリア・コンサルティングを受け、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練（職業能力形成プログラム）を受講し、訓練修了後、訓練実施企業から評価結果である評価シートの交付を受け、ジョブ・カードに取りまとめて就職活動やキャリア形成に活用する制度。



ジョブ・カードの記載項目

①履歴シート:

職務経歴、学習歴・訓練歴、資格・免許、自己PR、志望動機

②職務経歴シート:

これまで働いた職務について、期間、会社名、所属・職名、雇用形態、職務内容、職務の中で学んだこと、得られた知識・技能、果たした役割、貢献したこと

③キャリアシート(本人記入欄):

就業に関する目標・希望(自分の強み、今後の課題、能力開発の目標、希望する職業・職務、希望理由等)

1.(2) ジョブカードについて②

ジョブカードの様式(履歴シート)

ジョブ・カード様式1〔履歴シート〕①

平成 年 月 日現在

ふりがな	E-mail アドレス		写真添付 (縦40mm、横30mm、 上半身脱帽正面背表 なし・最近3か月以 内撮影)
氏名			
昭和・平成	年	月	日生(歳) 男・女
ふりがな	現住所		
	(電話)	-	(携帯電話)
ふりがな	連絡先		
	(電話)	-	(携帯電話)
職務経歴			
年	月	月	
職務経歴 (年月、就職先・職務概要等)			
学習歴・訓練歴			
年	教育・訓練機関名、学科(コース)名、内容等		
学習歴・訓練歴 (年月、教育・訓練機関名、学科(コース)名、内容等)			

氏名、メールアドレス、生年月日、性別、現住所、連絡先、写真等

職務経歴 (年月、就職先・職務概要等)

学習歴・訓練歴 (年月、教育・訓練機関名、学科(コース)名、内容等)

※学習歴・訓練歴欄には、受講中の職業訓練も記入してください。 Ver.2.1
～内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省はジョブ・カードの普及に取り組んでいます～

ジョブ・カード様式1〔履歴シート〕②

氏名			
資格・免許			
取得年月	名称	実施・認定機関名	内容等
資格・免許 (取得年月、名称、実施・認定機関名、内容等)			
自己PR(趣味・得意分野・社会体験活動(ボランティア、サークル活動など))			
自己PR(趣味・得意分野・社会体験活動(ボランティア、サークル活動など))			
志望動機(応募先決定時に記載)			
志望動機(応募先決定時に記載)			
労働条件等についての希望	通勤時間 約 時間分	配偶者 有・無	配偶者の扶養義務 (配偶者を除く) 有・無
			扶養家族数 (配偶者を除く) 人

資格・免許 (取得年月、名称、実施・認定機関名、内容等)

自己PR(趣味・得意分野・社会体験活動(ボランティア、サークル活動など))

志望動機(応募先決定時に記載)

労働条件等についての希望

通勤時間 約 時間分

配偶者 有・無

配偶者の扶養義務 (配偶者を除く) 有・無

扶養家族数 (配偶者を除く) 人

Ver.2.1
～内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省はジョブ・カードの普及に取り組んでいます～

2. 今後蓄積すべき技能労働者に係る情報項目(案)

技能の「見える化」システムで蓄積すべき技能労働者に係る情報としては、次のような項目が考えられるのではないか。

項目(案)	蓄積する目的・必要性
技能労働者の従事工事履歴	<ul style="list-style-type: none">・技能労働者のこれまでの工事従事経験も技能労働者の適正な評価や配置につながるのではないか。・より詳細な工事履歴を把握することで法定福利費の流れが適正化されるのではないか。
技能労働者の資格	<ul style="list-style-type: none">・第三者が認めた資格であれば、技能労働者が有する技能の状況を具体的に把握することが可能となるのではないか。
技能労働者の研修受講履歴	<ul style="list-style-type: none">・技能労働者が受けたことのある研修等を示すことも技能労働者の技能の把握につながるのではないか。
技能労働者の保険加入状況	<ul style="list-style-type: none">・保険未加入対策を進める中で、保険に加入している技能労働者の活用につながるのではないか。・併せて、工事現場における元請企業による保険加入確認・指導の合理化に資するのではないか
他(建退共 等)	

3. 技能労働者の工事履歴

(参考様式) 登録基幹技能者講習に係る実務経験証明書

参考様式

実務経験証明書

下記の登録〇〇基幹技能者講習にかける受講申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

平成 年 月 日

証明者: 会社名 (会社印)
所在地
職名 (代表者印)
氏名

受講申請者の氏名		証明者との関係	
受講申請者の住所		生年月日	
受講申請者電話番号		使用者の名称	

※職長として従事した工事については、職長欄に「○」を記入願います。
※作業内容欄には、雑務や事務の仕事ではないことを証明する内容(例:現場施工)等を記入願います。

職長欄	実務経験の内容	作業内容	実務経験年数 (年 ヶ月)
			年 月 ~ 年 月 (・)
			年 月 ~ 年 月 (・)
			年 月 ~ 年 月 (・)
			年 月 ~ 年 月 (・)
			年 月 ~ 年 月 (・)

備考: 実務経験年数については、〇〇工事に関して10年以上、かつ、そのうち職長経験年数については3年以上が、受講資格の一つの要件となります。

合計: 年 月
(うち職長経験 年 月)

誓約欄

この証明事項に事実と相違がある場合には資格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。

氏名 印

本人の氏名、住所等

工事履歴
(職長、実務経験の内容、
作業内容、実務経験年数)

証明権者(所属長等)
による記入・押印

本人の誓約

<論点>

- ① 工事履歴の蓄積が必要か。
- ② 工事履歴は、過去の主要なものとするべきか。又は、法定福利費に関連して、日々の就業状況とするか。
- ③ 蓄積に当たっては手法を工夫する必要があるのではないか(保険の加入状況を入退場時に確認する際に、カードリーダーを活用して建設工事現場の情報も併せて蓄積する等)。
- ④ 既に終了している過去の工事履歴をどのように把握するか。そもそも把握すべきか。

4. 蓄積すべき情報項目～技能労働者の資格～

資格等の区分(例)	証明書	証明書の交付主体	証明書の記載事項	更新	データベース
免許	「免許証」 (安衛法)	都道府県労働局長	免許の種類、写真、免許証番号、氏名、生年月日、性別、本籍地、交付年月日、交付局、住所、取得年月日、有効期限 (安衛則における様式)	一部あり	—
技能検定	「合格証書」 (職業能力開発促進法)	厚生労働大臣(特級、一級及び単一等級) 都道府県知事又は指定試験機関(二級、三級、基礎一級及び基礎二級)	検定職種、番号、技能士の名称、氏名、生年月日 (職業能力開発促進法施行規則における様式)	—	技能士台帳 (都道府県または指定試験機関)
登録基幹技能者	「登録基幹技能者講習修了証」 (建設業法施行規則)	登録基幹技能者講習実施団体	登録基幹技能者講習の種目、顔写真、修了証番号、氏名、生年月日、修了年月日 (建設業法施行規則における様式)	有り	登録基幹技能者データベース (一財)建設業振興基金、基幹技能者資格運営団体)
技能講習	「技能講習修了証明書」(安衛法)	技能講習を行った者 (登録教習機関)	技能講習の種類、氏名、生年月日、本籍地、番号、修了証の交付年月日 (安衛則における様式)	— (ただし再教育についての通達有り)	技能講習修了者データベース (登録教習機関から発行事務局に対する情報提供は任意)
技術検定	「合格証明書」 (建設業法)	国土交通大臣	合格した検定の種類、氏名、本籍、合格証明書番号、合格年月日、大臣名、顔写真 (施工技術検定規則における様式)	— (監理技術者資格者証の有効期間は5年毎の更新有り)	—

その他(建設マスター、建築士法や電気工事士法等の個別法に基づく国家資格、表彰・顕彰等)

労働安全衛生法に基づく免許とは

- 労働災害の防止を図るため、一定の危険又は有害な業務に従事する者や、作業主任者の一部には、労働安全衛生法により技能講習の受講が義務付けられている。また、当該業務に従事する際には、都道府県労働局長が発行した免許証の携帯が求められている。
- 試験については、指定試験機関である財団法人安全衛生技術試験協会が実施。

労働安全衛生法に基づく免許の種類

第一種衛生管理者免許	ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許
第二種衛生管理者免許	特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許
衛生工学衛生管理者免許	発破技士免許
高圧室内作業主任者免許	揚貨装置運転士免許
ガス溶接作業主任者免許	特別ボイラー溶接士免許
林業架線作業主任者免許	普通ボイラー溶接士免許
特級ボイラー技士免許	ボイラー整備士免許
一級ボイラー技士免許	クレーン・デリック運転士免許
二級ボイラー技士免許	移動式クレーン運転士免許
エックス線作業主任者免許	潜水土免許

免許証記載事項

表面

- ・免許所持者の写真
- ・免許証番号
- ・氏名(フリガナ、漢字等)
- ・生年月日(元号表記)
- ・性別
- ・本籍地(都道府県)
- ・交付年月日(元号表記)
- ・交付局(〇〇労働局長)
- ・都道府県労働局長の角印
- ・下部に免許の有無と種類

裏面

- ・住所(郵便番号、都道府県から地番・部屋番号まで)
※住所変更ごとに免許証を書き替える必要はない。
- ・取得した免許の種類と取得年月日(元号表記)(最大三つまで)

※免許証の様式は、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)において様式第十一号として規定されている。

<参考>労働安全衛生法等の条文

◎労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)

(作業主任者)

第十四条 事業者は、高压室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

(就業制限)

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

4 (略)

(免許試験)

第七十五条 免許試験は、厚生労働省令で定める区分ごとに、都道府県労働局長が行う。

2 前項の免許試験(以下「免許試験」という。)は、学科試験及び実技試験又はこれらのいずれかによつて行う。

3 都道府県労働局長は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う教習を修了した者でその修了した日から起算して一年を経過しないものその他厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、前項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

4 前項の教習(以下「教習」という。)は、別表第十七に掲げる区分ごとに行う。

5 (略)

(指定試験機関の指定)

第七十五条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の指定する者(以下「指定試験機関」という。)に前条第一項の規定により都道府県労働局長が行う免許試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の規定による指定(以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。)は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 (略)

(技能講習)

第七十六条 第十四条又は第六十一条第一項の技能講習(以下「技能講習」という。)は、別表第十八に掲げる区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行う。

2 技能講習を行なつた者は、当該技能講習を修了した者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。

3 (略)

(登録教習機関)

第七十七条 第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録(以下この条において「登録」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、技能講習又は教習を行おうとする者の申請により行う。

2～7 (略)

◎労働安全衛生法第七十五条の二第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令(平成十三年厚生労働省令第六十七号)

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)を実施するため、労働安全衛生法第七十五条の二第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令を次のように定める。

労働安全衛生法第七十五条の二第一項に規定する指定試験機関は、財団法人安全衛生技術試験協会(昭和五十一年四月一日に財団法人作業環境測定士試験協会という名称で設立された法人をいう。)とし、その者が行うことができる試験事務は、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第六十九条各号に掲げる免許試験の実施に関する事務の全部とする。

4.(2) 技能検定について①(技能労働者の資格)

技能検定とは

- 技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度。
- 労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に、職業能力開発促進法に基づき、1959年(昭和34年)度より実施。
- 機械加工、建築大工やファイナンシャル・プランニング等、全部で129職種[※]の試験がある。
- 技能検定は、都道府県職業能力開発協会(115職種)又は民間の指定試験機関(14職種)が実施する。
- 試験に合格すると合格証書が交付され、「技能士」と名乗ることができる。
- 平成23年度における受検申請者数は約78万人(合格者数は約32万人)、制度創設当初からの合格者数の累計は約490万人。

※建設関係では以下の職種がある。

造園、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、れんが積み、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、コンクリート積みブロック施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、建築図面製作、塗装、路面標示施工

技能検定の実施内容

- 技能検定は、厚生労働大臣が政令で定める職種ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して、実技試験及び学科試験により行っている。
- 等級区分については、職種により、①等級に区分するもの(特級、1級、2級、3級、基礎1級及び基礎2級)と、②等級に区分しないもの(単一等級)とがある。また、受検する職種での仕事の経験年数(実務経験年数)によって受検できる等級が異なる。

特級……1級合格後5年以上

1級……7年以上

2級……2年以上

3級……6ヶ月以上

単一等級……3年以上

※受検に必要な実務経験年数は、学歴や職業訓練受講歴等に応じて短縮される。
 ※専修学校、各種学校の学科については、技能検定職種に関する学科であることを厚生労働大臣が指定すると、指定された学科の卒業生について受検資格が得られる。
 ※公共職業能力開発施設の行う訓練と職業訓練の認定を受けた認定職業訓練について、技能検定の受検資格又は技能検定試験の免除に係る訓練科の個別認定が受けられる。

4.(2) 技能検定について②(技能労働者の資格)

技能検定の実施体制

- 厚生労働大臣が定める実施計画に基づき、都道府県知事が技能検定を実施し、中央職業能力開発協会が試験問題の作成を行っている。都道府県知事は、技能検定受検申請書の受付け、試験の実施等の業務を都道府県職業能力開発協会に行わせている。
- なお、ファイナンシャル・プランニング等14職種については、当該職種に関連する民間機関が指定試験機関の指定を受け、技能検定の試験業務を行うこととなっている。

技能検定の合格者

- 試験に合格すると合格証書が交付され、「技能士」と名乗ることができる。
- 特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者に対しては厚生労働大臣名の、その他の等級の技能検定の合格者に対しては都道府県知事名又は指定試験機関名の合格証書が交付される。

<参考> 職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)

第六十八条 法第四十九条の合格証書(以下「合格証書」という。)のうち、特級、一級及び単一等級の技能検定に係るものは、様式第十四号によるものとする。

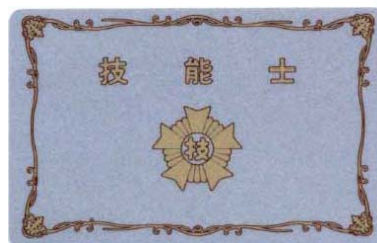
2 合格証書のうち、二級、三級、基礎一級及び基礎二級の技能検定に係るものは、次の各号に掲げる事項を記載し、都道府県知事名(職業能力開発促進法施行令 別表第一に掲げる職種(職業能力開発促進法施行令 別表第二に掲げる職種を除く。)の技能検定に係るものに限る。)又は指定試験機関の名称(職業能力開発促進法施行令 別表第二に掲げる職種の技能検定に係るものに限る。)を記して押印しなければならない。

- 一 合格証書の番号
- 二 合格した技能検定の等級、職種及び実技試験の試験科目
- 三 技能士の名称
- 四 合格した者の氏名及び生年月日
- 五 合格証書を交付する年月日

4.(2) 技能検定について③(技能労働者の資格)

参考：技能士カード

・都道府県職業能力開発協会や都道府県技能士会(連合会)が発行するもので、職業能力開発促進法にもとづく技能検定合格者の合格職種、等級、技能士番号を確認するためのカード。
 ※職種ごとに1枚作成・発行される。



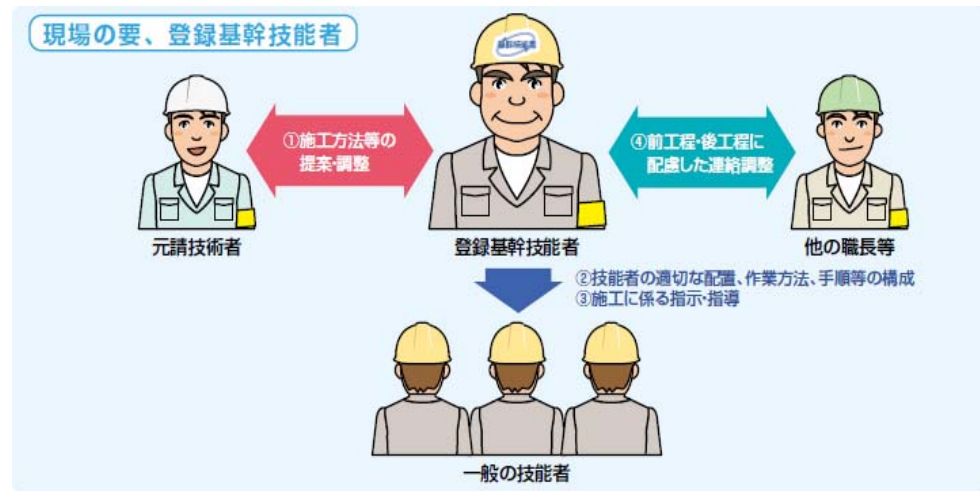
参考：技能士手帳

・都道府県職業能力開発協会や都道府県技能士会(連合会)が発行するもので、職業能力開発促進法に基づく技能検定合格者、職業指導員免許者、職業訓練校修了者などの名称、資格を確認するための手帳サイズの証明書。



登録基幹技能者制度とは

- 平成20年に創設された、基幹的な役割を担う技能労働者の資格認定制度。
- 工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習であって、国土交通大臣の登録を受けたもの(登録基幹技能者講習)の修了者は、登録基幹技能者として認められ、経営事項審査において評価の対象となる(建設業法施行規則において規定)。
- 登録基幹技能者講習の受講要件としては、実務経験10年以上かつ職長経験3年以上及び一定の技能資格取得等が必要とされ、登録基幹技能者は、工事現場における総括職長として、安全管理、品質管理等について、横断的な調整、指導を行う。
- 登録基幹技能者は5年ごとの更新が必要。



登録基幹技能者講習修了証

登録基幹技能者講習実施機関が、講習の課程(講義及び試験)を修了した者に対して、登録基幹技能者講習修了証を交付。

修了証の様式※(記載事項)

表面

- ・登録基幹技能者講習の種目
- ・顔写真
- ・修了証番号免許証番号
- ・氏名
- ・生年月日
- ・修了年月日
- ・登録基幹技能者講習実施機関の名称及び印

裏面

・備考

※修了証の様式は、建設業法施行規則第18条の3の6に係る様式第30号として規定されている。

4.(3) 登録基幹技能者制度について②(技能労働者の資格)

登録基幹技能者の普及状況(平成24年11月15日現在)

登録番号	登録基幹技能者講習の種類	登録基幹技能者講習実施機関	登録年月日	基幹的な役割を担う (実務経験を有する) 建設業の種類	登録基幹技能者数 (平成24年11月15日 現在)
1	登録電気工事基幹技能者	(一社)日本電設工業協会	H20.5.13	電気、電気通信	6,012
2	登録橋梁基幹技能者	(社)日本橋梁建設協会	H20.7.17	鋼構造物、とび・土工	445
3	登録造園基幹技能者	(社)日本造園建設業協会 (社)日本造園組合連合会	H20.7.17	造園	2,891
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	(社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	H20.7.18	とび・土工	525
5	登録防水基幹技能者	(社)全国防水工事業協会	H20.8.19	防水	703
6	登録トンネル基幹技能者	(一社)日本トンネル専門工事業協会	H20.9.1	土木、とび・土工	393
7	登録建設塗装基幹技能者	(社)日本塗装工業会	H20.9.1	塗装	2,129
8	登録左官基幹技能者	(社)日本左官業組合連合会	H20.9.1	左官	1,191
9	登録機械土工基幹技能者	(社)日本機械土工協会	H20.9.17	土木、とび・土工	1,734
10	登録海上起重基幹技能者	(社)日本海上起重技術協会	H20.9.19	土木、しゅんせつ	601
11	登録PC基幹技能者	プレストレスト・コンクリート工事業協会	H20.9.30	土木、とび・土工、鉄筋	475
12	登録鉄筋基幹技能者	(社)全国鉄筋工事業協会	H20.9.30	鉄筋	1,991
13	登録圧接基幹技能者	全国圧接業協同組合連合会	H20.9.30	鉄筋	441
14	登録型枠基幹技能者	(社)日本建設大工工事業協会	H20.9.30	大工	2,438
15	登録配管基幹技能者	(社)日本空調衛生工事業協会 (一社)日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会	H20.10.16	管	2,125
16	登録薦・土工基幹技能者	(社)日本建設躯体工事業団体連合会 (社)日本薦工業連合会	H20.12.12	とび・土工	2,800
17	登録切断穿孔基幹技能者	ダイヤモンド工事業協同組合	H20.12.12	とび・土工	221
18	登録内装仕上工事基幹技能者	(社)全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	H20.12.26	内装仕上	2,256
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	(社)日本サッシ協会 (社)カーテンウォール・防火開口部協会	H21.2.13	建具	673
20	登録エクステリア基幹技能者	(社)日本建築ブロック・エクステリア工事業協会	H21.3.5	タイル・れんが・ブロック、とび・土工、石	332
21	登録建築板金基幹技能者	(社)日本建築板金協会	H21.3.5	板金、屋根	2,754
22	登録外壁仕上基幹技能者	日本外壁仕上業協同組合連合会	H21.4.28	塗装、左官、防水	154
23	登録ダクト基幹技能者	(社)日本空調衛生工事業協会 (一社)全国ダクト工業団体連合会	H21.4.28	管	885
24	登録保温保冷基幹技能者	(一社)日本保温保冷工事業協会	H21.11.27	熱絶縁	275
25	登録グラウト基幹技能者	(社)日本グラウト協会	H21.11.27	とび・土工	382
26	登録冷凍空調基幹技能者	(社)日本冷凍空調設備工業連合会	H22.3.25	管	374
27	登録運動施設基幹技能者	(一社)日本運動施設建設業協会	H22.3.25	土木、とび・土工、ほ装、造園	72
28	登録基礎工基幹技能者	全国基礎工業協同組合連合会 (社)日本基礎建設協会	H23.12.16	とび・土工	337
29	登録タイル張り基幹技能者	社団法人 日本タイル煉瓦工事工業会	H24.7.26	タイル・れんが・ブロック	—
30	登録標識・路面標示基幹技能者	(一社)全国道路標識・標示業協会	H24.10.29	(道路標識)とび・土工 (路面標示)塗装	—
合計					35,609

登録基幹技能者データベース

○一般財団法人建設業振興基金が運用するデータベースがあり、各団体が行う登録基幹技能者講習を修了した者のデータが登録され、インターネットにより、誰でも閲覧が可能。

基幹技能者 登録基幹技能者

新着情報
登録基幹技能者とは
情報提供
統計情報
講習実施団体・日程
登録基幹技能者データベース

トップ > 登録基幹技能者データベース > 電気工事 検索・一覧

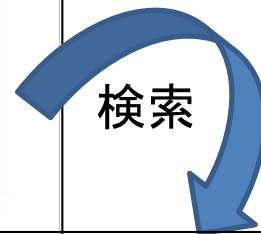
登録電気工事基幹技能者 検索・一覧

氏名	姓: <input type="text"/>	名: <input type="text"/>	修了証番号	第 <input type="text"/> 号
フリガナ	姓: <input type="text"/>	名: <input type="text"/>	修了年	<input type="text"/> 年～ <input type="text"/> 年
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性		所属組織	<input type="text"/>
生年月日	<input type="text"/> 年～ <input type="text"/> 年		所属組織 地域	都道府県を選択 <input type="text"/>

※入力欄に検索したい内容を入力して検索ボタンを押してください。一部の項目でも検索は可能です。

※機種依存文字(記号、丸数字、略号、旧字、外字など)は、正しく表示されません。

※掲載情報の修正等については、各講習実施団体にご連絡ください。→講習実施団体



検索

職種ごとに、氏名、生年月日、所属組織、地域、修了証番号、修了月日の検索が可能

検索結果

6012件中 5995件抽出しました

<< 前の20件 | 次の20件 >>

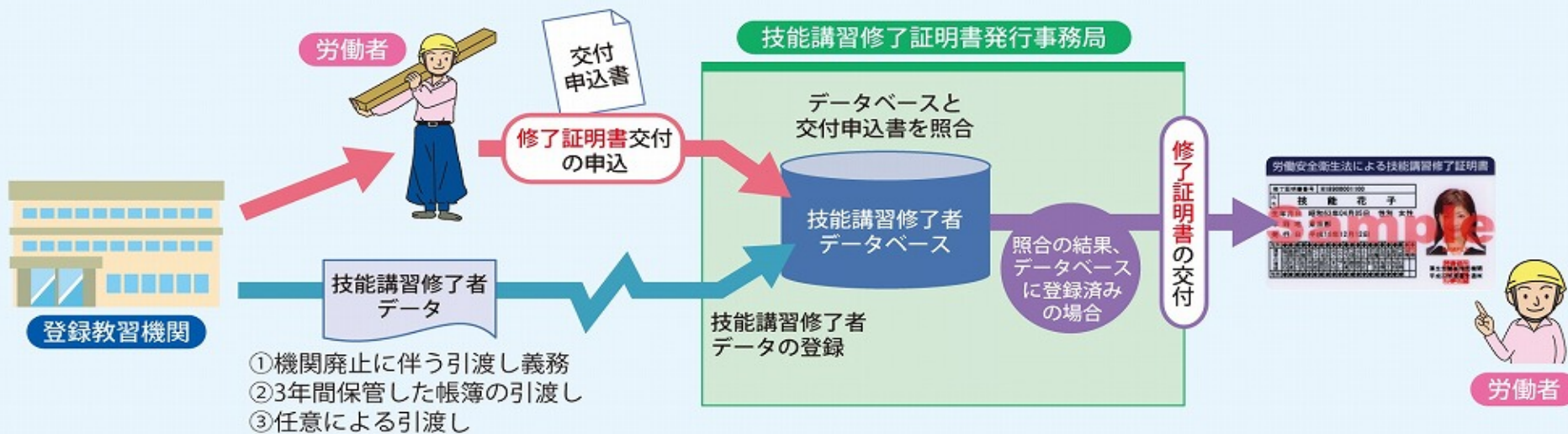
No	PR△	氏名△	フリガナ△	生年月日△	所属組織△	地域△	修了証番号△	修了年月日△
1	公開	下条 隆雄	シモジョウ タカオ	昭和23年08月25日	(株)九電工	福岡県	第00727-0890号	平成20年08月22日
2	公開	田中 晶一	タナカ ショウイチ	昭和23年07月02日	(株)九電工	福岡県	第00728-0890号	平成20年08月22日
3	公開	西見 順一	ニシミ ジュンイチ	昭和28年12月09日	(株)九電工	福岡県	第00729-0890号	平成20年08月22日
4	公開	牧野 智弘	マキノトモヒロ	昭和28年11月10日	(株)九電工	福岡県	第00730-0890号	平成20年08月22日
5	公開	森 政義	モリ マサヨシ	昭和33年02月11日	(株)福岡電設	福岡県	第00731-0890号	平成20年08月22日
6	公開	笠原 伝実	カサハラ ツグミ	昭和30年07月07日	(株)九電工	福岡県	第00732-0890号	平成20年08月22日
7	公開	原口 友成	ハラグチ トモナリ	昭和27年01月27日	(株)九電工	福岡県	第00733-0890号	平成20年08月22日
8	公開	木戸 勲	キド イサオ	昭和30年08月22日	(株)関電工	福岡県	第00734-0890号	平成20年08月22日
9	公開	新名 孝夫	ニイナ タカオ	昭和31年07月20日	(株)関電工	福岡県	第00735-0890号	平成20年08月22日
10	公開	駒水 和昭	コマミズ カズアキ	昭和36年12月02日	(株)関電工	福岡県	第00736-0890号	平成20年08月22日

4.(4) 技能講習について①(技能労働者の資格)

技能講習とは

- 労働災害の防止を図るため、車両系建設機械の運転等**一定の危険又は有害な業務に従事する者や、作業主任者の一部には、労働安全衛生法により技能講習の受講が義務付けられている。**また、当該業務に従事する際には、登録教習機関が発行した「**技能講習修了証明書**」の携帯が求められている。
- 登録教習機関から指定保存交付機関(技能講習修了証明書発行事務局(以下「発行事務局」という。))では、法令の定めに基づき引き渡された帳簿又は任意提供された帳簿の写しを、「**技能講習修了者データベース**」で**管理**している。
- 技能講習修了者は、『修了証明書』の発行を申請する際、発行事務局に申請すれば、データベースに登録されているデータの範囲で、**修了者が有する複数の技能講習の資格を、1枚の『修了証明書』(「統合カード」)**にまとめることができる。
- 修了証を交付した登録教習機関が、当該技能講習の業務を廃止している等の理由により、修了証の滅失等による再発行や、氏名変更等による書換え手続きを受けられない場合には、指定保存交付機関に対して、『修了証明書』の発行を申請し、交付を受けることにより、技能講習修了者としての有効な資格証明を得ることができる。

修了証明書発行及びデータベース管理業務の流れ



※上記図の①～③に該当せず、登録教習機関から提供されていないデータはデータベース化されない。
※平成23年度から、指定保存交付機関として富士通株式会社が指定を受けている。

4.(4) 技能講習について②(技能労働者の資格)

技能講習修了証明書(「統合カード」)

登録教習機関が技能講習修了者に対して、技能講習修了を証明する書面として交付する「技能講習修了証」と同様に、業務に従事する際に携帯することが認められているカード。

※修了証明書で証明できるのは、技能講習の資格のみであり、特別教育、安全衛生教育、免許等は対象外。
 ※「1枚にまとめることができる技能講習資格」は、発行事務局の「技能講習修了者データベース」に登録済みのデータに限る。



種類	技能講習を実施した機関の名称	修了証番号	修了年月日
掘削	*****	123456789	H.22.04.01
巻揚	*****	123456789	H.22.04.01
解体	*****	123456789	H.22.04.01
平盤	*****	123456789	H.22.04.01
高所	*****	123456789	H.22.04.01
フェ	*****	123456789	H.22.04.01
ク	*****	123456789	H.22.04.01
玉山	*****	123456789	H.22.04.01
鉄文	*****	123456789	H.22.04.01
小	*****	123456789	H.22.04.01
カク	*****	123456789	H.22.04.01
コ	*****	123456789	H.22.04.01
取山	*****	123456789	H.22.04.01
土工	*****	123456789	H.22.04.01
す	*****	123456789	H.22.04.01
管理	*****	123456789	H.22.04.01
型枠	*****	123456789	H.22.04.01
区	*****	123456789	H.22.04.01
掛	*****	123456789	H.22.04.01
口解	*****	123456789	H.22.04.01

証明書発行機関について

- 発行事務局は、「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」第21条の規定に基づき技能講習又は教習を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長に登録した機関。
- 登録教習機関から技能講習又は教習の修了者の氏名、生年月日、本籍地、技能講習の種類、技能講習の実施機関名、修了年月日及び修了証番号等の情報(以下「技能講習修了者情報」という。)の引渡し等を受けて、技能講習修了者情報の保存と技能講習修了証明書の発行の業務を実施。

※折れ曲がりにくく、耐久性と携帯性に優れたプラスチックカード。
 ※複数の技能講習の資格を、1枚のカードにまとめることが可能。

4.(4) 技能講習について③(技能労働者の資格)

技能講習の区分

労働安全衛生法では、技能講習を次の37の区分により行うこととしている。

◎ 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第十八(第七十六条関係)

講習の種類	講習名の種類
1 木材加工用機械作業主任者技能講習	20 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
2 プレス機械作業主任者技能講習	21 鉛作業主任者技能講習
3 乾燥設備作業主任者技能講習	22 有機溶剤作業主任者技能講習
4 コンクリート破砕器作業主任者技能講習	23 石綿作業主任者技能講習
5 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	24 酸素欠乏危険作業主任者技能講習
6 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習	25 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
7 ずい道等の覆工作業主任者技能講習	26 床上操作式クレーン運転技能講習
8 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	27 小型移動式クレーン運転技能講習
9 足場の組立て等作業主任者技能講習	28 ガス溶接技能講習
10 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	29 フォークリフト運転技能講習
11 鋼橋架設等作業主任者技能講習	30 ショベルローダー等運転技能講習
12 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	31 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習
13 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	32 車両系建設機械(解体用)運転技能講習
14 採石のための掘削作業主任者技能講習	33 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習
15 はい作業主任者技能講習	34 不整地運搬車運転技能講習
16 船内荷役作業主任者技能講習	35 高所作業車運転技能講習
17 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	36 玉掛け技能講習
18 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	37 ボイラー取扱技能講習
19 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	

5. 蓄積すべき情報項目～技能労働者の研修履歴～

(例)	概要	根拠	証明書の発行	データベース
公共職業訓練	労働者に対し、職業に必要な技能や知識を習得させることにより、労働者の能力を開発し、向上させるための訓練	職業能力開発促進法	公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練を修了した者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、修了証書を交付しなければならない。 (職業能力開発促進法第22条) ※認定職業訓練についても準用	—
特別教育	危険又は有害な業務に労働者をつかせる場合に事業者が行う教育	労働安全衛生法等	— (法令による定めは無い)	— (事業者は、特別教育を行なったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを三年間保存しておかなければならない。(労働安全衛生規則第38条))
職長・安全衛生責任者教育 (安全衛生教育)	職長の職務内容と安全衛生責任者の職務内容を遂行するために事業者が行う一体的な教育	労働安全衛生法等	— (法令による定めは無い)	—
新規入場者教育	初めて建設現場に入場して就労する全ての作業員を対象として、関係請負人(専門工事業者)が行う教育	労働安全衛生法等	— (法令による定めは無い)	—
その他				

5.(1) 公共職業訓練の概要

○国及び都道府県は、**離職者、在職者、及び学卒者**に対する**公共職業訓練**を実施している。

* 国及び都道府県の責務:「職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施」、「事業主、事業主団体等により行われる職業訓練の状況等にかんがみ必要とされる職業訓練の実施」に努めなければならない。(職業能力開発促進法第4条2項)

離職者訓練

(1) 対象: ハローワークの求職者(無料(テキスト代等は実費負担))

(2) 訓練期間: 概ね3月~1年

(3) 主な訓練コース例

((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構実施例)

○施設内訓練

金属加工科
電気設備科 等

○委託訓練

OA事務科、経理事務科 等



在職者訓練

(1) 対象: 在職労働者(有料)

(2) 訓練期間: 概ね2日~5日

(3) 主な訓練コース例

((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構実施例)

- ・NC旋盤実践技術
- ・自家用電気工作物の実践施工技術
- ・バリアフリー住宅の設計実践技術 等



学卒者訓練

(1) 対象: 高等学校卒業者等(有料)

(2) 訓練期間: 1年又は2年

(3) 主な訓練コース例

((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構実施例)

【専門課程】

生産技術科、電子情報技術科、制御技術科 等

【応用課程】

生産機械システム技術科、建築施工システム技術科 等



5.(2) 公共職業能力開発施設の種類

- 公共職業能力開発施設は、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校に分けられる。
- このほか、職業訓練を担当する指導員の養成、再訓練等を行う機関として、職業能力開発総合大学校を(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置・運営している。

施設	主な職業訓練の種類	設置主体	施設数 (平成23年4月現在)
職業能力開発校	・中卒・高卒者等、離職者及び在職者に対する職業訓練を実施	都道府県	159
		市町村	1
職業能力開発短期大学校	・高卒者等に対する高度な職業訓練を実施(専門課程)	機構※1	1
		都道府県	13
職業能力開発大学校	・高卒者等に対する高度な職業訓練を実施(専門課程) ・専門課程修了者等に対する高度で専門的かつ応用的な職業訓練を実施(応用課程)	機構	10
職業能力開発促進センター	・離職者及び在職者に対する短期間の職業訓練を実施	機構	61
障害者職業能力開発校	・障害者の能力、適性等に応じた職業訓練を実施	国※2	13
		都道府県	6

(参考) 認定職業訓練施設

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
公共職業能力開発施設	276	270	270	265	264
認定職業訓練施設	1,247	1,219	1,187	1,174	1,143

※1 「機構」と記載してあるのは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のことを言う。

出典：厚生労働省から提供

※2 国が設置した障害者職業能力開発校は、その運営を、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(2)及び都道府県(11)に委託している。

特別教育とは

- 労働安全衛生法に基づき、危険又は有害な業務※に労働者をつかせる場合に事業者が教育を行うもの。
※特別教育を必要とする業務は労働安全衛生規則に具体的に定められている。
- 証明書の発行について、法令上の規定は無い。
- 事業者が特別教育を行ったときは、その受講者や科目等についての記録を作成して、3年間保存しておかなければならない。

<参考>

◎労働安全衛生法 第五十九条第三項 (安全衛生教育)

事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

◎労働安全衛生規則

(特別教育を必要とする業務)

第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

一～三十八 (略) [→次頁参照]

(特別教育の記録の保存)

第三十八条 事業者は、特別教育を行なったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを三年間保存しておかなければならない。

5.(3) 特別教育について②(技能労働者の研修履歴)

特別教育を必要とする業務一覧(労働安全衛生規則第36条)

1 研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務	18 建設用リフトの運転の業務
2 動力プレスの金型等の取付け、取外し又は調整の業務	19 玉掛けの業務(つり上げ荷重1トン未満のクレーン等にかかわる作業)
3 アーク溶接等の業務	20 ゴンドラの操作の業務
4 電気取扱の業務に係る特別教育、低圧の充電回路の敷設等の業務	20-2 作業室及び気閘室へ送気するための空気圧縮機を運転の業務
5 フォークリフトの運転の業務(最大荷重1トン未満)	21 高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックの操作の業務
5-2 ショベルローダー等の運転の業務(最大荷重1トン未満)	22 気閘室への送気等を行うためのバルブ又はコックを操作の業務
5-3 不整地運搬車の運転の業務(最大積載量1トン未満)	23 潜水作業への送気の調節を行うためのバル等の操作の業務
6 揚貨装置の運転の業務(制限荷重5トン未満)	24 再圧室の操作の業務
7 機械集材装置の運転の業務	24-2 高圧室内作業の業務
8 伐木等の業務(胸高直径70cm以上の立ち木の伐木等)	25 四アルキル鉛等の業務
8-2 伐木等の業務(胸高直径70cm未満の立ち木等)	26 酸素欠乏危険作業の業務
9 小型車両系建設機械の運転の業務	27 特殊化学設備の取扱い、整備及び修理の業務
9-2 基礎工事用建設機械の運転の業務(非自走式のみ)	28 エツクス線装置等を用いて行う透過写真の撮影の業務
9-3 車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作の業務	28-2 加工施設等の管理区域内において核燃料物質等によつて汚染された物の取扱いの業務(加工施設、再処理施設、使用施設等の管理区域内)
10 ローラーの運転の業務	28-3 原子炉施設の管理区域内において、核燃料物等によつて汚染された物の取扱いの業務(原子力施設の管理内)
10-2 車両系建設機械(コンクリート打設用)の作業装置の操作の業務	29 粉じん作業の業務
10-3 ボーリングマシンの運転の業務	30 ずい道等の掘削、覆工等の業務
10-4 ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務	31 産業用ロボットの教示等の業務
10-5 高所作業車の運転の業務	32 産業用ロボットの検査等の業務
11 巻上げ機の運転の業務	33 自動車(二輪自動車を除く。)用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いて当該タイヤの空気の充てんの業務
12(削除)	34 廃棄物の焼却施設に関する業務(廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う)
13 軌道装置の動力車の運転の業務	35 廃棄物の焼却施設に関する業務(廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等)
14 小型ボイラー取扱業務	36 廃棄物の焼却施設に関する業務(廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等)
15 クレーンの運転の業務	37 石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業の業務
16 移動式クレーンの運転の業務(つり上げ荷重1トン未満)	38 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等
17 デリックの運転の業務(つり上げ荷重5トン未満)	

6.(1) 保険加入状況①

現 状

- 建設業における保険未加入対策については、実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指しており、本年度が取組の初年度である。
- 本年11月からは、建設業許可部局における建設業許可・更新時、経営事項審査時及び立入検査時における保険加入状況の確認・指導が行われるとともに、元請企業においても、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づく下請企業への指導が始まった。
- こうした中で、保険加入状況を確認する手段が領収証書の確認といった手間のかかるものとなっており、今後の保険未加入対策の進展に伴い、簡便・確実に保険の加入状況を確認出来る手段の構築が強く求められている状況にある。

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(平成24年7月策定、11月施行)(粋)

(3) 下請企業選定時の確認・指導等

(略) 下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行うべきである。この確認に当たっては、必要に応じ、選定の候補となる建設企業に保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましい。(略)

(5) 作業員名簿を活用した確認・指導等

(略) 各作業員の保険加入状況の確認を行う際には、必要に応じ、下請企業に社会保険の標準報酬決定通知書等関係資料のコピー(保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたものでも構わない)を提示させるなど、記載事項の真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましい。(略)

6.(1) 保険加入状況②

<論点>

- ①間違いなく保険に加入していることの裏付けをどのようにとるか。
- ②一時加入していたものの、その後未加入となった場合の更新方法など、最新の情報を維持するための更新の方法をどうするか。
- ③保険に関する登録情報の範囲をどうするか。

	登録事項	趣旨	課題
案1	当該工事現場に従事しているときに加入している3保険の加入状況 ・雇用保険:雇用保険被保険者証の番号 ・医療保険:加入している保険の名称・被保険者証の番号 ・年金保険:加入している保険の名称	作業員名簿に記載することが求められている事項と同じものを現場ごとに登録する。	・技能労働者が属する会社が入力することが前提となるのではないかな。
案2	1案に加えて雇用保険・医療保険・年金保険について次の情報 ・被保険者資格取得届の提出日 ・被保険者資格喪失届の提出日	会社による技能労働者の加入状況を会社ごとに登録する。(会社が同一の場合に現場ごとに入力する手間が省かれる。)	・技能労働者が属する会社が入力することが前提となるのではないかな。 ・入力事項が増えることで入力忘れ・漏れが生じるおそれがあるのではないかな。
案3	2案にくわえて次の情報 ・各月の3保険に係る保険料事業主負担額(法定福利費)	法定福利費別枠確保を厳密に実施するために必要な情報をとる。	・技能労働者が属する会社が入力することが前提となり、かつ、入力の負担が重くなるのではないかな。 ・法定福利費の別枠給付の仕組みが別途確立していることが必要ではないかな。

6.(2) 作業員名簿の記載事項(社会保険加入状況)

作業員名簿(全建統一様式)

全建統一様式第5号一別紙		元 請 確認欄		
		提出日		平成年月日
社会保険加入状況				
(年 月 日 作成)				
事業所の名称	0	一 次	(次)	
所 長 名	0	会社名	0	会社名
番 号	ふりがな	社 会 保 険		
	氏 名	健康保険	年金保険	雇用保険

上段:健康保険の名称
(健康保険組合、協会けんぽ、
建設国保、国民健康保険)

上段:年金保険の名称
(厚生年金、国民年金等)

上段:事業主である等により
雇用保険の適用除外である
場合には「適用除外」と記載

(記入要領)

- 1 上段に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)、下段に健康保険被保険者証の番号の下4けた(番号が4桁以下の場合は当該番号)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、上段に「適用除外」と記載。
- 2 上段に年金保険の名称(厚生年金、国民年金等)を記載。各年金の受給者である場合は、上段に「受給者」と記載。
- 3 下段に被保険者番号4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には上段に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には上段に「適用除外」と記載。

資料6 ワーキンググループの今後の進め方(案)

見える化WG

WGにおいて中長期的な進め方を含む制度設計の方向性を検討

第1回「見える化WG」(12月5日)

- ・技能労働者の技能の「見える化」に関するイメージ共有
- ・論点① 枠組みを構築する目的や主体別の効果
- ・論点② 枠組みの対象とすべき情報の項目について
- ・事例紹介(ジョブカード等)
- ・枠組みの構築に向けた課題について議論(論点の抽出)

第2回「見える化WG」(12月中目途)

- ・事例紹介(海外の事例等)
- ・論点③ 技能労働者へのID付与方法のあり方
- ・論点④ 技能労働者の技能に係る情報の登録・管理のあり方

第3回「見える化WG」(1月目途)

- ・論点⑤ 登録された情報の利用(閲覧)のあり方
- ・論点⑥ 個人情報の保護・情報セキュリティ対策のあり方
- ・論点⑦ 枠組みの導入プロセス(インセンティブ付与方法)
- ・論点を踏まえた中間取りまとめ案(骨子)の検討

第4回「見える化WG」(2月目途)

- ・中間取りまとめ案の検討・確定

担い手確保・育成検討会

<第1回(9月24日)>

- ・技能の「見える化」についての現状や問題意識の共有
- ・ワーキンググループ(WG)設置の方向性確認

<第2回(11月26日)>

- ・WG設置(予定)についての報告

報告

・技能の「見える化」に向け中間取りまとめ

年度末